

第3章 自治会・町内会等への主な助成制度等

1. 自治会等事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・19ページ

新潟市自治会等事務委託【事業番号1】

2. 集会所に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・19～20ページ

自治会等集会施設借上補助金【事業番号2】

自治会等集会所用地借上補助金【事業番号3】

自治会等集会所建設費補助金【事業番号4】

3. 防犯・防災に関する助成制度・・・・・・・・・・・・20～23ページ

防犯灯設置補助金【事業番号5】

防犯灯電気料補助金【事業番号6】

自主防災組織結成助成【事業番号7】

自主防災組織活動助成金【事業番号8】

防災土育成助成金【事業番号9】

4. 循環型社会づくり・衛生に関する助成制度・・・・・・・・23～25ページ

ごみ集積場設置等補助金【事業番号10】

ごみ出し支援事業支援金【事業番号11】

地域清掃活動費等補助金【事業番号12】

クリーンにいがた推進員制度【事業番号13】

集団資源回収活動奨励金【事業番号14】

衛生害虫駆除用薬剤購入費補助【事業番号15】

5. 福祉に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・26～28ページ

地域の茶の間支援事業（月1回・月2回以上）【事業番号16】

地域の茶の間支援事業（週1回以上）【事業番号17】

住民主体の訪問型生活支援【事業番号18】

地域ふれあい事業助成【事業番号19】

歳末たすけあい事業助成【事業番号20】

敬老祝会助成事業【事業番号21】

6. 私道・除雪・排水ポンプ等に関する助成制・・・・・・・・29～31ページ

私道等整備費助成【事業番号22】

自治会除雪助成【事業番号23】

新潟市歩道除雪奨励金交付制度【事業番号24】

新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度【事業番号25】

応急排水ポンプ維持管理費助成【事業番号26】

公園愛護協力費【事業番号27】

新潟市緑化活動推進事業【事業番号28】

7. その他の助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32～35ページ

地域活動補助金（地域活動補助）【事業番号29】

地域活動補助金（設備整備補助）【事業番号30】

市民活動保険【事業番号31】

新潟市バス停上屋等整備事業補助金【事業番号32】

空き家活用推進事業（地域活動活用タイプ）【事業番号33】

【概算払いについて】

- ・補助金によっては概算払い（事業の終了前に、補助金をお支払いすること）も可能ですので、詳しくは各補助金制度の担当課までお問い合わせください。

【申請書等の修正について】

- ・書類に修正テープや修正ペンは使用できません。
修正がある場合は、二重線を引き、訂正を行ってください。

【押印の廃止について】

- ・市民サービスの向上、行政手続きの簡素化の観点から、
市に提出される申請書届出書等への押印を廃止しました。

【自治会・町内会等への助成制度について】

西区役所ホームページの特設ページにてまとめてご紹介しています。
各申請様式もダウンロードできます。

[検索] 新潟市トップページ > 西区 > 西区の取り組み >
自治会・町内会 > 自治会・町内会等への助成制度について



新潟市 西区
新潟市トップページへ 編集する 庁舎案内・アクセス 公民館・公民館 公民館・公民館 公民館・公民館 Language

現在のページ トップページ > 西区 > 西区の取り組み > 自治会・町内会 > 自治会・町内会等への助成制度について

自治会・町内会等への助成制度について

最終更新日：2022年11月16日

ツイート LINEで送る

自治会・町内会等への主な助成制度を紹介します。

各種制度の詳しい説明や申請様式などは、リンク先でご案内します。
ページの最後に、各種助成をまとめた「自治会・町内会ハンドブック」と「要綱集」を掲載しております。

[自治会・町内会ハンドブックへ](#)

[自治会・町内会等 補助制度の手引き・要綱集へ](#)

自治会・町内会

- [自治会・町内会等への助成制度について](#)
- [自治会・町内会長様へのご案内](#)

注目情報

- [シティプロモーションページ「What! Niigata」](#)
- [新型コロナウイルスワクチン接種券について](#)
- [新型コロナウイルス感染症について](#)

1. 自治会等事務委託

制度等名称	新潟市自治会等事務委託	事業番号	1						
助成等対象	自治会・町内会と事務委託契約を結び、行政連絡事務等の事務委託費として、自治会・町内会に委託料を支払います。								
助成額・ 補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯割 94円×世帯数*×12ヶ月 ・均等割 世帯数*に応じた年額（1自治会あたり） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">100世帯未満</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上500世帯未満</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td>500世帯以上</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> </table> <p>※世帯数：行政連絡事務の文書の回覧または各戸配布をしている世帯数のうち、多い方を算定基礎世帯とします。</p>			100世帯未満	5,500円	100世帯以上500世帯未満	6,000円	500世帯以上	6,500円
100世帯未満	5,500円								
100世帯以上500世帯未満	6,000円								
500世帯以上	6,500円								
交付対象団体	自治会・町内会								
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当 窓口番号 ㊹	025-264-7172							
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp								

2. 集会所に関する助成制度

制度等名称	自治会等集会所施設借上補助金	事業番号	2
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動としての集会所を行うため、市の所有する以外の集会所施設を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・ 補助の条件等	補助対象：年間借上料 補助率：1/2 限度額：30万円		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の7月末日までに、事前相談が必要です。事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当 窓口番号 ㊹	025-264-7172	
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会等集会所用地借上補助金	事業番号	3
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動としての集会所を行うため、市の所有する以外の集会所用地を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・ 補助の条件等	補助対象：年間借上料 補助率：1/2 限度額：10万円		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の7月末日までに、事前相談が必要です。事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当 窓口番号 ㊹	025-264-7172	
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会等集会所建設費補助金	事業番号	4
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所を建設、購入又は修繕を行う場合に要する経費の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p>【建設費補助】</p> <p>補助率：1/2</p> <p>基準単価：125,000円（限度）</p> <p>限度額：800万円</p> <p>（500世帯以上かつ250㎡以上の大規模集会所は1,200万円）</p> <p>【修繕費補助】</p> <p>補助率：1/3</p> <p>限度額：100万円（過去10年間での交付累計額）</p> <p>※対象経費が30万円に満たない場合は補助対象となりません。</p>		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の8月末日までに、事前相談が必要です。事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当	窓口番号 ㊹	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

3. 防犯・防災に関する助成制度

制度等名称	防犯灯設置補助金	事業番号	5
助成等対象	自治会・町内会が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、設置費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p><環境配慮型防犯灯> 補助率：設置費の1/2</p> <p>限度額：1灯あたり30,000円</p> <p>補助対象外：60Wを超える防犯灯の新設</p> <p><専用柱> 補助率：設置費の1/2</p> <p>限度額：1本あたり33,000円</p> <p>※環境配慮型防犯灯とは、LED灯など、従来の蛍光灯・水銀灯などに比べて光源が長寿命で省電力の防犯灯のことをいいます。</p> <p>従来の蛍光灯・水銀灯などの設置は補助対象外です。</p> <p>※1団体あたりの申請上限灯数：20灯、専用柱は10本</p> <p>500世帯以上の大規模自治会は、40灯、専用柱は20本</p>		
申請期間等	5月末日までに交付申請書と添付書類を提出してください。緊急に修繕する場合は、まずは修繕前にご相談下さい。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当	窓口番号 ㊹	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	防犯灯電気料補助金		事業番号	6
助成等対象	自治会・町内会が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、電気料の一部を補助します。			
助成額・補助の条件等	<環境配慮型防犯灯> (LED灯など) 補助率：9月分電気料金×12か月 (年間電気料の10/10相当) 限度額：1灯あたり、60Wまでの公衆街路灯の電気料 <その他の防犯灯> 補助率：9月分電気料金×6か月 (年間電気料の1/2相当) 限度額：1灯あたり、100Wまでの公衆街路灯の電気料 申請時必要な添付書類： ・9月分の電気料金領収書 (その他、支払いを証する書類であれば可) ・9月分の電気料金請求内訳書			
申請期間等	11月末日までに交付申請書と添付書類を提出してください。 ※申請書は9月頃、西区地域課から各自治会に送付します。			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当	窓口番号 ④	025-264-7172	
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp			

★防犯灯の点検をお願いします！

防犯灯は地域で設置・管理していただいておりますが、設置が古く、会長の世代交代などによって所有が不明確・あいまいになっているものや破損、球切れ、落下の危険性があるものもあります。随時、地域の防犯灯の点検をお願いします。

にいがた防犯ボランティアネットワーク登録団体募集中

新潟市では犯罪のない安心して安全に暮らせる社会の実現のために、各地域において防犯パトロールなどの防犯活動に取り組む団体のネットワーク形成、活動支援などを目的として、にいがた防犯ボランティアネットワークへの登録団体を募集しています。

【登録対象団体は】
 各地域において、通学路パトロールや事業活動中のながら見守り、高齢者に対する目配りなど各種防犯活動に取り組む自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア団体、事業所等の団体です。



【登録すると・・・】
 ○防犯グッズを無償貸与
 ・防犯パトロール用ベスト、帽子 (1団体15着程度)
 ・誘導灯 (団体人数5人に1本程度)
 ・車両貼付用マグネットシート
 ○ネットワーク通信の配布 (毎月の犯罪統計等を掲載) などの支援を実施します。

↑車両用マグネットシート (縦20cm×横41cm)



問い合わせ先
 西区総務課 電話 025-264-7120

制度等名称	自主防災組織結成助成	事業番号	7
助成等対象	自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施する場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います。		
助成額・補助の条件等	<p>自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を供与します。(ヘルメット、担架など)</p> <p>ただし、複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会等ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とします。</p> <p>限度点数=50,000点+50点×加入世帯数</p> <p>ただし、1自治会・町内会あたり70,000点を限度とします。</p> <p>また、1自治会・町内会あたり2本、防災のぼり旗を供与します。</p>		
申請期間等	申請期限：自主防災組織結成の届出後、1年以内		
交付対象団体	自主防災組織		
問い合わせ先	西区総務課安心安全担当	窓口番号 ㊿	025-264-7120
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自主防災組織活動助成金	事業番号	8																		
助成等対象	<p>自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、5人以上の参加があった場合に、防災資機材及び防災訓練に要した経費を対象に3/4の額の助成金を交付します。</p> <p>新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合には、上記に加え、経費の範囲内で5,000円以内の額を増額し、助成金を交付します。</p>																				
助成額・補助の条件等	<p>条件：自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、5人以上の参加があった場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加人数</th> <th>通常の訓練の助成限度額</th> <th>新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合の助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～19人</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>30～300人</td> <td>20,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>301～500人</td> <td>25,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>501人～</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【助成対象経費】 防災訓練実施のための資機材購入費、その他防災訓練に要した経費 ※複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治会等ごとに助成金額を算定し、合計額を交付します。なお、一定の要件を満たす場合は2回目まで助成できます。</p>			参加人数	通常の訓練の助成限度額	新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合の助成限度額	5～19人	5,000円	10,000円	20～29人	10,000円	15,000円	30～300人	20,000円	25,000円	301～500人	25,000円	30,000円	501人～	30,000円	35,000円
参加人数	通常の訓練の助成限度額	新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合の助成限度額																			
5～19人	5,000円	10,000円																			
20～29人	10,000円	15,000円																			
30～300人	20,000円	25,000円																			
301～500人	25,000円	30,000円																			
501人～	30,000円	35,000円																			
申請期間等	訓練実施日の14日前までに申請、訓練実施後1ヶ月以内の実績報告書の提出が必要です。																				
交付対象団体	自主防災組織																				
問い合わせ先	西区総務課安心安全担当	窓口番号 ㊿	025-264-7120																		
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp																				

制度等名称	防災士育成助成金	事業番号	9
助成等対象	地域で防災活動を行う組織が防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して、防災士の資格取得のために当該地域組織が負担する経費に対し、助成金を交付します。 ※防災士…特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた人		
助成額・補助の条件等	【対象経費】 <ul style="list-style-type: none"> 日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 防災士資格取得試験受験料 防災士認証登録料 日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用 【助成額の上限】 上記対象経費の1/2（3万円を限度とする） ※予算の限りでの助成となります。		
申請期間等	対象経費納入前に交付申請書の提出が必要です。		
交付対象団体	自治会・町内会、自主防災組織、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区総務課安心安全担当	窓口番号 ④	025-264-7120
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

4. 循環型社会づくり・衛生に関する助成制度

制度等名称	ごみ集積場設置等補助金	事業番号	10
助成等対象	ごみ集積場を管理する自治会・町内会に対して、ごみ集積籠の購入・修繕費、看板設置費用の一部を助成します。		
助成額・補助の条件等	補助率：3/4（ごみ集積場1か所につき） 限度額：15万円（100円未満切り捨て）		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、集積場管理団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	ごみ出し支援事業支援金	事業番号	11
助成等対象	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、自治会・町内会・地域コミュニティ協議会・地区社会福祉協議会で募集するボランティア等によるごみ出し支援を行う団体に支援金を交付します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合 利用者1名への支援で、1日につき150円が交付されます。 粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合 利用者1名への支援で、1日につき600円が交付されます。 		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	地域清掃活動費等補助金	事業番号	12
助成等対象	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等の団体が行う環境美化活動で使用する用具等の購入、その他当該活動にかかる費用の一部を助成します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 地域での一斉清掃・側溝清掃活動等 補助率：4/5 限度額：@250円 × 参加者数 × 4/5（100円未満切り捨て） 特定家電など排出禁止物の処理経費は対象外 		
申請期間等	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動を実施する前に、区役所の窓口又は廃棄物対策課への事前協議が必要です。 他の補助金（事業番号28：新潟市緑化活動推進事業等）を活用した活動は除きます。 活動が終了した日から1カ月以内、年度内に区民生活課生活環境係または廃棄物対策課へ申請書を提出してください。 		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	クリーンにいがた推進員制度	事業番号	13																		
助成等対象	自治会・町内会等の単位でクリーンにいがた推進員（任期1年）を設置し、推進員が活動する事により自治会等の世帯数に応じて協力金を支払います。																				
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会等の単位で支給します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>世帯数</td> <td>~50</td> <td>51 ~100</td> <td>101 ~150</td> <td>151 ~200</td> <td>201 ~300</td> <td>301 ~400</td> <td>401 ~500</td> <td>501~</td> </tr> <tr> <td>協力金額 (円)※年額</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> <td>35,000</td> <td>45,000</td> <td>55,000</td> <td>65,000</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 活動報告書の提出が必要です。 			世帯数	~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	401 ~500	501~	協力金額 (円)※年額	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
世帯数	~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	401 ~500	501~													
協力金額 (円)※年額	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000													
申請期間等	申請書類は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。																				
交付対象団体	自治会・町内会、集合住宅等は住民活動団体																				
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261																		
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp																				

制度等名称	集団資源回収活動奨励金	事業番号	14
助成等対象	<p>古紙（新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）、古繊維（古布・古着）を回収する集団資源回収活動に対して、奨励金を交付します。</p> <p>また、集団資源回収活動に用いる資源物保管用倉庫の購入、新築、増改築及び改修に必要な経費の一部を補助するほか、活動を行う環境を整備するため、回収用具の譲与を行います。</p>		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金：回収量1キログラムあたり6円（年4回交付） 奨励金の交付を受けようとする団体は、集団資源回収活動団体登録申請書兼口座振替申込書を市長に提出し、登録しなければなりません。 ・保管用倉庫補助金 補助率：1/2 限度額：下限2万円～上限10万円 要件：底面積が2.4㎡以上のもの。 （増築の場合は2.4㎡以上） ・譲与する用具：看板 		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。（※地域内での制度の周知についても、上記窓口へご相談ください）		
交付対象団体	自治会・町内会、老人クラブ・PTA、再資源化しようとする団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助	事業番号	15
助成等対象	自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用殺虫剤の経費を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p>補助額：補助対象薬剤の単位当りの補助基準額と購入額を比較し、少ない方の額に購入量に乗じて得た額の1/2</p> <p>補助の対象となる薬剤の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、昆虫成長制御剤、有機塩素系殺虫剤 ・購入前に薬種・散布場所等についてご相談下さい。 <p>※農薬、園芸用、アメシロ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤は除きます。</p>		
申請期間等	4月1日～1月末日まで月単位で随時受付。補助金交付申請書兼実績報告書及びその他必要書類を添付し、区民生活課又は保健所環境衛生課に提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係	窓口番号 ①	025-264-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

5. 福祉に関する助成制度

制度等名称	地域の茶の間支援事業（月1回・月2回以上）	事業番号	16
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、地域の茶の間の活動主体に対して、開催頻度に応じた運営経費の助成を行います。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回開催：助成上限額 2,500円/月 ・月2回以上開催：助成上限額 5,000円/月（※） ※ 月2回以上開催する地域の茶の間については、36月以内に週1回以上開催するための計画書の提出を助成の条件とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間支援事業（週1回以上）の交付を受けている活動主体は原則、助成を受けることはできません。 		
申請期間等	月単位で随時受付（各区社会福祉協議会が申請窓口となります。）		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025-211-1630	
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp		

制度等名称	地域の茶の間支援事業（週1回以上）	事業番号	17
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、週1回以上開催する地域の茶の間の活動主体に対して、立ち上げ経費及び運営経費の一部の助成を行います。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000円/団体 ・運営経費：事業に係る経費。ただし、もっぱら飲食を目的とする経費は除く。 助成上限額 20,000円/月×実施月数（年間） ・地域の茶の間支援事業（月1回・月2回以上）の交付を受けている活動主体は運営経費の助成を受けることはできません。 		
申請期間等	月単位で随時受付		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉担当	窓口番号 ⑬	025-264-7315
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	住民主体の訪問型生活支援	事業番号	18
助成等対象	ボランティア団体、地縁団体、NPO 法人等が、要支援認定者等へ掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物、電球交換、日常の生活支援を実施する場合、その実施主体に対して運営経費等の一部の補助を行います。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000 円/団体 ・運営経費：利用調整役の人件費、保険料、通信費など（従事者への人件費等の直接経費は除く） 助成上限額 20,000 円/月×実施月数（年間） 		
申請期間等	月単位で随時受付		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、ボランティア団体、NPO 法人、その他		
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉担当	窓口番号 ⑬	025-264-7315
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	地域ふれあい事業助成	事業番号	19								
助成等対象	地域での世代交流・いきがい推進などの事業に対して助成します。										
助成額・補助の条件等	<p>①世代交流 ②いきがい推進 ③ふれあい給食 ④デジタル推進 ⑤障がい者交流</p> <p>①高齢者から子どもまで、地域の様々な世代の方が集まり、交流できるような場づくり・イベントを開催する。 ②高齢者や障がい者等の日常生活の活性化のために、健康相談・趣味の講座・健康チェック・体操などを実施する。 ③ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の見守り・孤独感の解消のために、会食会等を実施する。 ④スマホ教室など、誰もがデジタルを活用できるための取り組み。 ⑤障がい者と地域住民が交流できる事業を開催する。</p> <p>※⑤は障がい者施設のみ申請可</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">助成金額：単独の自治会・町内会</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td> 複数の自治会・町内会</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td> 地域コミュニティ協議会</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td> 地区社会福祉協議会</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </table> <p>※年度内助成回数制限あり ※⑤のみ、参集範囲に関わらず上限20,000円</p> <p>助成条件：実施主体が自治会・町内会の場合、原則そのエリア内を会場とする事業。（備品購入、温泉旅行やアルコール飲料は対象外）</p>			助成金額：単独の自治会・町内会	10,000円	複数の自治会・町内会	20,000円	地域コミュニティ協議会	30,000円	地区社会福祉協議会	30,000円
助成金額：単独の自治会・町内会	10,000円										
複数の自治会・町内会	20,000円										
地域コミュニティ協議会	30,000円										
地区社会福祉協議会	30,000円										
申請期間等	随時										
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、障がい者施設										
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025-211-1630									
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp										

制度等名称	歳末たすけあい事業助成		事業番号	20										
助成等対象	歳末時期に地域で実施する福祉事業に対し、歳末たすけあい募金の配分金を財源として助成を行います。地域住民の交流・地域福祉を考える場づくりを支援します。													
助成額・補助の条件等	<p>助成金額：</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯数</td> <td>200未満</td> <td>200～</td> <td>400～</td> <td>600～</td> </tr> <tr> <td>助成上限</td> <td>20,000円</td> <td>40,000円</td> <td>60,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </table> <p>地域コミュニティ協議会・地区社会福祉協議会 助成上限/100,000円</p> <p>※募金が財源のため、多くの申請があった場合は助成金額を調整します。 対象経費：会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用保険料、講師等謝礼（1組1万円が上限）、食材費 飲食品（参加者数×1,000円が上限） ※備品購入費やアルコール飲料は対象外です。 助成条件：（1）年齢や性別、障がいの有無に関係なく、地域住民全てが参加しやすい事業にすること。 （2）案内チラシ、会場に西区社会福祉協議会 歳末たすけあい事業と明記・掲示して、当日募金箱を設置すること。</p>				世帯数	200未満	200～	400～	600～	助成上限	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円
世帯数	200未満	200～	400～	600～										
助成上限	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円										
申請期間等	助成の申請時期等については、自治会長・町内会長へ別途通知いたします。													
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会													
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025-211-1630												
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp													

制度等名称	敬老祝会助成事業		事業番号	21
助成等対象	長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図るため、自治会や地域コミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に対し、かかる経費の一部を助成します。			
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域：東区、中央区、秋葉区、西区 自治会や地域コミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に係る経費（事務費、会場費、会場で出される飲食代（アルコールは除く）、祝品代など）に対する助成 かかった経費のうち、一人当たり1,000円を上限に助成 ただし、団体ごとに下記上限額の範囲内 自治会・町内会：30,000円/団体 地域コミュニティ協議会：200,000円/団体 			
申請期間等	7月1日から7月31日までに健康福祉課高齢介護担当へ申請してください。			
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西区健康福祉課高齢介護担当	窓口番号 ⑬	025-264-7330	
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp			

6. 私道・除雪・排水ポンプ等に関する助成制度

制度等名称	私道等整備費助成	事業番号	22
助成等対象	自治会・町内会が施工する一定基準の私道等の舗装新設・修繕、側溝新設・修繕、交通安全施設（防護柵）新設・取替の工事費を、予算枠の範囲で助成します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象基準工事費又は当該工事費のいずれか少ない額の1/2 ・家屋連担地域内における幅員2メートル以上のものでかつ次に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1)道路の両端が公道に接続 (2)道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続 (3)道路の一端が公道又は幅員2m以上の私道等に接続し、かつ、他の一端が公共施設等に通じるもの (4)道路の一端が公道に接続する幅員2.5m以上の袋小路で、奥行30m以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの ・該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記(1)～(4)の幅員が1.8m以上であれば対象となります。 		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の7月末頃までに確認申請と見積書の提出が必要です。		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊟	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会除雪助成	事業番号	23
助成等対象	自治会・町内会が経費を負担し、除雪業者等に依頼し道路の除排雪を行った場合に費用の一部を助成します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械（グレーダー、ドーザ、ローダ等をいう。）で除排雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む）。 …公道除雪の道路除排雪費（市が別に定める基準により計算した道路除排雪費と自治会が負担する道路除排雪費とを比較していずれか小さい額とします。以下同じ。）の全額とします。 私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の2分の1助成、同一路線の2回目以降は4分の3助成とします。 ○農業用トラクターで除雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む）。 …公道除雪の道路除排雪費の全額とします。 私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の2分の1助成、同一路線の2回目以降は4分の3助成とします。 ○排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む）。 …道路排雪費（市が別に定める基準により計算した道路排雪費と自治会が負担する道路排雪費を比較していずれか少ない額）の全額とします。 		
申請期間等	除雪を行った年度内（降雪状況によっては次年度4月中旬まで）		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊟	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市歩道除雪奨励金交付制度	事業番号	24
助成等対象	新潟市管理道路の歩道除雪において、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、PTA等が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付します。		
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象内容……除雪機械（ハンドガイド式）や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用し、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とする。 奨励金の交付額…①基本額として、1人1回あたり500円（1日2回を限度とする。） ②実績額として・除雪延長10mあたり130円 ・道路横断箇所除雪1箇所あたり130円 ③奨励金は1団体当たり20万円を限度とする。 補助の条件………○交付対象となる積雪深は歩道の積雪が概ね10cmに達している場合とする。など 		
申請期間等	随時 ※除雪実施前に必ず団体としての登録申請が必要。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㉔	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度	事業番号	25
助成等対象	「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」に登録する団体を対象に、歩道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	補助対象内容：ハンドガイド式歩道除雪機械の購入費（中古品は対象外） 補助金の交付額：購入に要する費用の2分の1以内の額 上限額：100万円/団体 下限額：10万円/団体 補助の条件 <ul style="list-style-type: none"> 購入初年度は、各区建設課が開催する機械操作研修会に参加すること。 補助金交付年度から4年間は「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」の団体登録を行うこと。 機械購入日から4年を経過する日までの間は、当該機械の転売・売払い・譲渡・交換又は廃棄をしてはならない。など 		
申請期間等	7月末まで		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㉔	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	応急排水ポンプ維持管理費助成	事業番号	26
助成等対象	応急排水ポンプの施設について、自治会・町内会が設置し、かつ、これを維持管理する費用のうち、必要と認められた額の一部を助成します。		
助成額等	補助率：4/5以内		
申請期間等	年度当初		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㉔	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	公園愛護協力費	事業番号	27
助成等対象	公園愛護会が行う公園の除草、清掃などの活動や事故などの通報に対する謝礼です。		
助成額・補助の条件等	<p>各地区の公園の維持・管理活動に対して、公園愛護会単位で支払います。</p> <p>助成額：1公園あたり19,000円＋面積割 (100㎡あたり2,500円)</p> <p>限度額：1公園あたり20万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園愛護会は任意団体で、老人クラブ、婦人会等で組織している場合もあり、自治会とは必ずしも一致しません。 新規で公園愛護活動をはじめる場合は西区建設課に相談してください。 		
交付対象団体	公園愛護会		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊟	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市緑化活動推進事業	事業番号	28
助成等対象	公園・道路・河川などで緑化活動を行う自治会・町内会、NPO法人、その他概ね5人以上で組織する任意のグループに対し花苗・種・球根の購入費を補助します。		
助成額・補助の条件等	<p>助成内容：花苗・種・球根の購入に対する補助</p> <p>条件：活動場所が、公園、道路、河川敷又は公共施設敷地内で外部から植栽が確認できる場所であること。</p> <p>活動についてはあらかじめ活動場所の管理者に植栽及び維持管理等について許可を得ること。</p> <p>実施後は適切かつ継続して維持管理を行うこと など。</p> <p>限度額：5万円（消費税込み）</p>		
申請期間等	随時 ※予算の範囲内での助成となります。事業着手前に申請が必要です。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他非営利団体		
問い合わせ先	西区建設課管理係	窓口番号 ㊟	025-264-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

7. その他の助成制度

制度等名称	地域活動補助金【地域活動補助】	事業番号	29
助成等対象	コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他営利を目的としない団体が行う地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動に係る経費の一部を補助します。		
補償内容・金額等	<p>補助率：A型：重点事業 補助率10/10</p> <p>B型：コミ協広報紙発行事業 補助率 3/4</p> <p>C型：交流事業等 補助率1/2</p> <p>※上記のほか地域コミュニティ協議会重点事業枠を設定 (コミ協が選ぶ1事業10/10補助)</p> <p>限度額：地域コミュニティ協議会、自治会・町内会上限20万円、 その他の非営利団体10万円</p> <p>※コミ協は、複数の小学校区で構成される場合は40万円、 合同で実施する場合は最大60万円</p> <p>※自治会・町内会・その他団体の場合は、新規事業が対象となります。</p> <p>※本市若しくは他の公共団体が行う財政的支援を受けている事業又は申請している事業は対象となりません。 (市等の共催事業は、財政的支援とみなします。)</p>		
申請期間等	<p>準備期間を含む事業実施の2週間前までに、交付申請書を西区地域課へ提出してください。</p> <p>※交付決定は、申請先着順となっています。ご利用される場合は、お早めの提出をお願いします。</p>		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、連合自治会、その他非営利団体		
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当	窓口番号 ④	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	地域活動補助金【設備整備補助】	事業番号	30
助成等対象	コミュニティ協議会、自治会・町内会及びその連合組織が行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備にかかる経費の一部を補助します。		
補償内容・金額等	<p>補助率 : 1/2 補助対象経費 : 20万円以上 補助限度額 : 下限10万円～上限30万円</p> <p>※令和8年度の変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭り、交流イベントに関する申請に限り、申請期限を10月末まで延長し、審査による補助団体の選定を行わずに、予算の範囲内で、先着順で補助金を交付します。(令和8年度限定) ・例年の7月頃の交付決定に加え、予算状況に応じて11月頃に追加で交付決定を行うことがあります。 (追加の交付決定を受けるためには、事業に着手せずに待つ必要があります) 		
申請期間等	5月末日までに交付申請書と添付書類を西区地域課地域振興担当へ提出してください。 ※祭り・交流イベントに関するものは、10月末日まで(先着順)		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当	窓口番号 ④2	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	市民活動保険	事業番号	31
助成等対象	ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。対象となる活動は以下のとおりです。 (1) 新潟市内の地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他地域団体が、計画的に行うボランティア活動 (2) 新潟市の主催、共催、依頼事業に従事するボランティアの活動		
補償内容・金額等	【傷害保険】死亡：500万円、後遺障害：15万円～500万円 入院：1日あたり3千円、通院：1回あたり2千円 【賠償保険】対人：1名・1事故につき上限1億円 対物：1事故につき上限1億円 受託者賠償：1事故につき上限100万円 (自己負担額1万円)		
申請期間等	事故発生後1週間以内に市民活動事故発生通報書を提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区地域課 地域振興担当	窓口番号 ④	025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		



市民活動保険について

お祭りやイベント行事における参加者の怪我や自治会・町内会で所有する物品による対人・対物の賠償事故など、市民活動保険でカバーできない事例も発生しています。

安心して活動に取り組めるよう、民間の保険に加入するなど、自治会・町内会で備えておくこともご検討ください。

制度等名称	新潟市バス停上屋等整備事業補助金	事業番号	32
助成等対象	バス利用者の増加を図り、地域の移動手段を確保するため、個人や法人、地域団体が必要とするバス停付近のベンチや上屋などを設置する際に経費の半額を補助するものです。		
助成額・補助の条件等	補助対象事業：バス停ベンチ、上屋、情報案内システム 補助対象経費：調査・設計費、材料費、工事費等 補助上限額：ベンチ25万円、上屋400万円、 情報案内システム400万円		
申請期間等	申請しようとする場合、必ず事前に都市交通政策課へご相談ください。		
交付対象団体	地域活動団体(自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他)、個人、法人		
問い合わせ先	都市政策部 都市交通政策課	025-226-2753	
メールアドレス	kotsu@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	空き家活用推進事業（地域活動活用タイプ）	事業番号	33
助成等対象	空き家の有効活用を推進することを目的として、空き家や除却後の跡地を、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として活用する団体に対し、その経費の一部を補助します。		
助成額・補助の条件等	補助対象内容には①②の2種類があります。 ①活用 補助対象：空き家を集会施設等で活用するための改修工事（外構含む） 補助率等：工事費の1/3、上限100万円 （併せて耐震改修を行う場合、上限200万円） ②跡地活用 補助対象：跡地活用のための空き家の除却工事、外構整備工事 補助率等：工事費の1/3、上限50万円		
申請期間等	4月～12月 ※予算が無くなり次第終了		
交付対象団体	地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他営利を目的としない団体		
問い合わせ先	建築部住環境政策課空き家対策・活用推進室	025-226-2813	
メールアドレス	jukankyo@city.niigata.lg.jp		

「迷惑空き家」を増やさないために

令和2年度に西区自治協議会では、管理不全な空き家いわゆる「迷惑空き家」を増やさないために、我が家が空き家になったときのことを元気なうちに家族で話し合うきっかけになるよう、ポスターや映像を作成して啓発に取り組みました。

ポスターは、自治会の皆さまからの協力を得て、掲示板や施設に掲示いただくことで啓発しています。

映像は、家族で話し合うことの大切さや管理のポイントをまとめ、DVD（約5分）として各地域コミュニティ協議会に配布しています。また、西区役所地域課にも貸出用に設置していますので、自治会の会合で上映するなど、ぜひご活用ください。

【問い合わせ先】

西区自治協議会事務局（西区役所地域課）

電話 025-264-7161



MEMO



西区特産農産物「いもジェンヌ」
PRキャラクター いもジェンヌちゃん